

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【公表番号】特表2018-521700(P2018-521700A)

【公表日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2017-555781(P2017-555781)

【国際特許分類】

A 6 1 C 8/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 8/00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月10日(2019.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インプラントであることが好ましい歯科用部材(2)のための、近位端(11)、遠位端(12)及び、力及びトルクの付与を可能にするべく前記遠位端(12)を前記歯科用部材に連結するための連結機構(20)を備える配置装置(1)であって、前記連結機構が、

長手方向軸(A1)を有し、前記歯科用部材を係合するために、前記配置装置(1)に対してその長手方向軸(A1)に沿って移動可能である少なくとも1つの可動ピン(21)と、

前記配置装置(1)の前記遠位端において前記歯科用部材を係合するための、長手方向軸(A2)を有する少なくとも1つの係合部(28)であって、前記係合部(28)の前記長手方向軸(A2)が前記可動ピン(21)の前記長手方向軸(A1)に対して角度()で配置される前記係合部と、

を含む、配置装置(1)。

【請求項2】

前記係合部(28)が前記配置装置(1)の長手方向軸(A3)に沿って整合する、請求項1に記載の配置装置(1)。

【請求項3】

引込み位置と係合位置との間で前記可動ピン(21)を移動させるための作動手段(30)を前記連結機構(20)がさらに備える、請求項1または2に記載の配置装置(1)。

【請求項4】

前記作動手段(30)が前記可動ピン(21)に回転を与えるよう適合される、請求項3に記載の配置装置(1)。

【請求項5】

少なくとも前記可動ピン(21)の引出し及び/または引込みを補助するための駆動機構(40)を前記作動手段(30)がさらに備える、請求項3または4に記載の配置装置(1)。

【請求項6】

前記可動ピン(21)の前記長手方向軸(A1)と前記係合部(28)の前記長手方向

軸（A2）との間の前記角度（ ）が、3°から80°の間であり、20°と60°との間であることが好ましく、25°から50°との間であることがさらに好ましい、先行請求項のいずれか1項に記載の配置装置（1）。

【請求項7】

前記可動ピン（21）の前記位置を、その引込み及び／または係合位置においてロックするため配置されるロック機構（50）をさらに備える、先行請求項のいずれか1項に記載の配置装置（1）。

【請求項8】

配置装置（1）に、特に請求項1から7のいずれかに記載の前記配置装置（1）に連結するための歯科用部材であって、前記歯科用部材（2）が前記配置装置（1）の界面を構成する近位端（63）及び遠位端（64）を備え、

それを通って画定される第1の長手方向軸（A4）を有し、前記配置装置の可動ピンと相互作用するための少なくとも1つの第1の係合部（61）と、

それを通って画定される第2の長手方向軸（A5）を有し、前記配置装置の係合部と相互作用するための少なくとも1つの第2の係合部（62）と、

を前記界面が備え、

前記第1の長手方向軸（A4）が前記第2の長手方向軸（A5）に対して角度（ ）で配置される、

歯科用部材。

【請求項9】

前記第1の係合部（61）が前記第2の係合部（62）内に配置される、請求項8に記載の歯科用部材。

【請求項10】

請求項1から7のいずれかに記載の配置装置（1）及び、請求項8または9に記載の歯科用部材、特にインプラントを備える移植セット。

【請求項11】

配置装置、特に請求項1から8のいずれかに記載の前記配置装置（1）を用いた歯科用部材の取り扱い方法（1）であって、

前記配置装置（1）の遠位端（12）に位置する少なくとも1つの係合部（28）を前記歯科用部材（2）の第2の係合部（62）と係合するための第1の軸に沿って、またはその周囲で前記配置装置（1）を移動させ、

前記配置装置（1）の少なくとも1つの可動ピン（21）を第2の軸に沿って、またはその周囲で、前記歯科用部材の第1の係合部（61）内に挿入するステップを含み、

前記係合部（A2）の長手方向軸の向きが前記可動ピン（A1）の長手方向軸の向きと異なる、

方法。

【請求項12】

前記係合部（28）の前記係合が、前記可動ピン（21）の運動を可能にするために前記配置装置（1）のロック機構（50）を分離する、請求項11に記載の方法。

【請求項13】

前記可動ピン（21）の前記挿入及び／または引込みが少なくとも駆動機構（40）によって補助される、請求項11または12に記載の方法。

【請求項14】

前記可動ピン（21）の前記第1の係合部（61）内への前記挿入が、前記可動ピン（21）を引込むために前記駆動機構（40）を付勢する、請求項13に記載の方法。

【請求項15】

好ましくは前記可動ピン（21）を前記第1の係合部（61）から引込むために、前記駆動機構（40）が作動手段（30）によって作動する、請求項13または14に記載の方法。